

議案第11号

瀬戸内市学校給食費に関する条例の制定について

瀬戸内市学校給食費に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年2月20日提出

瀬戸内市長 武久 顕也

瀬戸内市学校給食費に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、市が教育行政の一環として実施する学校給食に係る学校給食費に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校給食 学校給食法(昭和29年法律第160号。以下「法」という。)第3条第1項に規定する学校給食及び市が設置する幼稚園において提供する給食をいう。
- (2) 学校 市が設置する小学校、中学校及び幼稚園をいう。
- (3) 学校給食費 学校給食に要する経費のうち、法第11条第1項に規定する経費その他の市が負担する経費以外の経費をいう。
- (4) 学校給食費負担者 学校給食を受ける児童、生徒及び園児の保護者並びに保護者以外で学校給食の提供を受ける者をいう。

(学校給食の実施)

第3条 市は、学校において学校給食を実施するものとする。

(学校給食費の徴収)

第4条 市長は、学校給食費負担者から学校給食費を徴収する。

2 学校給食費の額は、規則で定める。

(学校給食費の納付)

第5条 学校給食費負担者は、規則で定める学校給食費の納付額を納付期限までに、市へ納付するものとする。

2 市長は、前項に規定する納付期限により難いと認めるときは、同項の規定にかかわらず、別に納付期限を定めることができる。

(学校給食費の減免)

第6条 市長は、特別の理由があると認めるときは、学校給食費を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

瀬戸内市学校給食費に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、瀬戸内市学校給食費に関する条例(令和6年瀬戸内市条例第 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(学校給食の実施日等)

第3条 学校給食を実施する日(以下「実施日」という。)は、教育委員会が別に定める。ただし、校長(市が設置する小学校及び中学校の校長並びに幼稚園の園長をいう。以下同じ。)は、年間の行事計画を踏まえ、その責任においてあらかじめ自校の実施日を変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、感染防止対策、気象警報の発令等による臨時休校その他の理由がある場合は、臨時に学校給食の実施を中止することができる。この場合においては、第6条第2項各号に該当するときを除き、同項に規定する調整は行わないものとする。

(学校給食の申込み等)

第4条 児童、生徒及び園児(以下「児童等」という。)の保護者は、当該児童等が学校に入学若しくは入園又は転学等をし、学校給食の提供を受けようとするときは、学校給食申込書(様式第1号。次項及び第3項において「申込書」という。)を市長に提出しなければならない。当該児童等に係る学校給食費負担者を変更しようとするときも、同様とする。

2 保護者が正当な理由なく申込書を提出しない場合において、当該保護者の児童等が学校給食の提供を受けたときは、申込書の提出があったものとみなす。この場合において、当該児童等に係る保護者は、学齢簿に当該児童等の保護者として記載されている者とする。

3 保護者は、申込書の記載内容に変更がある場合(第1項後段に規定する場合を除く。)又は転出等により学校給食の提供を受けないこととなる場合は、その7日(日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日(以下「休日等」という。))を除く。)前までに、学校給食申込変更・終了届(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

4 保護者は、当該児童等が食物アレルギー等のやむを得ない理由により学校給食のうち主食、副食又は牛乳のいずれかの提供を受けることができない場合は、あらかじめ校長に申し出なければならない。

(学校給食費の額)

第5条 条例第4条第2項に規定する規則で定める額は、次のとおりとする。

- 小学校 1人1回につき 314円
- 中学校 1人1回につき 365円
- 幼稚園 1人1回につき 289円

(学校給食費の納付期限及び納付額)

第6条 学校給食費負担者は、別表の納付期限ごとに、納付額の欄に定める額の学校給食費を納付しなければならない。ただし、納付期限の日が休日等に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日等でない日とする。

2 前条の規定にかかわらず、市長は、学校給食を提供する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、学校給食費の年間等の納付額を変更する等の必要な調整を行うことができる。

(1) 食物アレルギー等のやむを得ない理由により学校給食のうち牛乳の提供を受けることができない場合

(2) 食物アレルギー等のやむを得ない理由により学校給食のうち牛乳のみの提供を受ける場合

(3) 食物アレルギー等のやむを得ない理由により学校給食のうち主食の提供を受けることができない場合

(4) 病気等により、実施日において連続する5日(休日等を除く。)以上にわたり学校給食の提供を受けることができない場合

(5) 学級閉鎖等により学校給食を実施しない場合

(6) その他市長が特に必要と認めた場合

3 保護者は、当該児童等が前項第4号に掲げる場合に該当するときは、学校給食欠食届(様式第3号)を学校給食の提供を受けない日の3日(休日等を除く。)前までに、市長に提出しなければならない。

(学校給食費の納付方法)

第7条 学校給食費は、市長が指定する方法により納付するものとする。

(過誤納金)

第8条 市長は、学校給食費負担者の過誤納に係る学校給食費(以下この条において「過誤納金」という。)がある場合において、当該学校給食費負担者に未納の学校給食費があるときは、過誤納金を当該未納の学校給食費に充当するものとする。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第4条の規定による学校給食の提供の申込み等の手続その他の行為は、この施行規則の施行前においても行うことができる。

別表(第6条関係)

期別	納付期限	納付額		
		小学校	中学校	幼稚園
4月分	4月末日	5,500円	6,300円	4,800円
5月分	5月末日	5,500円	6,300円	4,800円
6月分	6月末日	5,500円	6,300円	4,800円
7月分	7月末日	5,500円	6,300円	4,800円
9月分	9月末日	5,500円	6,300円	4,800円
10月分	10月末日	5,500円	6,300円	4,800円
11月分	11月末日	5,500円	6,300円	4,800円
12月分	12月25日	5,500円	6,300円	4,800円
1月分	1月末日	5,500円	6,300円	4,800円
2月分	2月末日	5,500円	6,300円	4,800円
3月分	3月25日	各給食費の単価に年間喫食数を乗じた額、既納付合計額と精算調整した額		

※転学等した場合は、当該月において3月分の納付(調整)額と同様の精算額を納付する。

様式第1号（第4条関係）

学校給食申込書

年 月 日

瀬戸内市長 様

保護者

氏名

住所

児童等との続柄

電話番号

瀬戸内市学校給食費に関する条例施行規則第4条第1項の規定により、次のとおり学校給食の提供を受けたいので申し込みます。また記載内容の確認のため、学校給食費の管理に必要な教育委員会（学校等を含む。）が保有する私及び児童等の住所、氏名、生年月日、学年、組等の情報を利用することに同意します。

学校給食の提供を受ける児童・生徒・園児	学校園名	
	学年・組	
	ふりがな 氏名	.....
	生年月日	
申込区分		
提供開始日	年 月 日	

児童手当・特例給付に係る学校給食費の徴収等に関する申出書

瀬戸内市長 様

私は、上記児童生徒園児に係る学校給食費に滞納が生じた場合、児童手当法第21条第1項に基づき、市長から支給を受ける児童手当等（児童手当及び特例給付金をいう。以下同じ。）の額から、児童手当の支給期間中、撤回を行わない限り、当該児童手当等の支払い期日をもって滞納分の学校給食費の支払いに充てることを申し出ます。

児童手当受給者氏名（保護者）

様式第2号（第4条関係）

学校給食申込 変更 ・ 終了 届

年 月 日

瀬戸内市長 様

保護者

氏 名

住 所

児童等との続柄

電話番号

次のとおり学校給食の 

申込みの内容を変更 提 供 を 終 了
------------------------

 したいので、瀬戸内市学校給食費に関する条例施行

規則第4条第3項の規定により届け出ます。

学校給食の提供 を受けている 児童・生徒・園児	学校園名	
	学年・組	
	ふりがな 氏 名	-----
	生年月日	
変 更 の 内 容	(事由)	(変更前)
		(変更後)
終 了 の 事 由		
変 更 ・ 終 了 日	年 月 日	

学校給食欠食届

年 月 日

瀬戸内市長 様

保護者

氏 名

住 所

児童等との続柄

電話番号

次のとおり、学校給食の提供を受けることができないので、瀬戸内市学校給食費に関する条例施行規則第6条第3項の規定により届け出ます。

学校給食の提供を受けている児童・生徒・園児	学校園名	
	学年・組	
	ふりがな 氏 名	-----
	生年月日	
欠食理由		
欠食日又は期間		